

田原本町耕作放棄地等対策支援補助金

遊休農地の再生利用や農地の集約化に取り組む農業者に対し、農地の整地、耕起や農業機械の導入などに要する費用の一部を補助します。

補助の対象となる事業

	事業内容	農地の面積規模
遊休農地の再生利用	町農業委員会が認定した遊休農地を解消し、営農を再開する事業	10アール以上
農地の集約化	農地を引き受け、営農する事業	50アール以上

※市街化調整区域内の農地に限ります

※令和8年4月1日以降申請日までに、対象農地の所有権の取得や賃借権などの権利の設定をしている必要があります。

補助対象者の要件

- ・町民または町内に事業所を有する法人、団体で、町内の農地を1年以上耕作していること
- ・自ら権利を有する農地が遊休農地となっていないこと
- ・町税等の滞納がないこと
- ・補助金の交付決定後少なくとも3年以上、補助事業の対象となる農地を耕作すること

補助対象経費

- ・遊休農地の整地、耕起その他営農再開に要する経費
- ・農業用機械、装置、農機具等の購入に要する経費

補助率

補助対象経費の1/2以内（ただし、上限50万円とする）

※応募多数の場合は、予算の範囲内で配分するため、少額になる場合があります。

募集期間

1次募集期間：令和8年8月4日（火）～令和8年9月30日（水）

申請方法

所定の申請書に必要書類を添えて、町かせぐ地域課まで提出

問い合わせ先

田原本町かせぐ地域課 担当：川崎、小林

TEL：0744-32-2901（内線264）